

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、令和 3 年度の地方一般財源水準を令和 6 年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、政府及び国会におかれましては令和 6 年度の政府予算と地方財政の検討に当たって、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指し、以下の事項の実現をされるよう強く要望します。

記

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。

- 4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として令和5年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。
- 6 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場の意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年7月4日

尾 道 市 議 会

関係行政庁及び国会あて